

鳥取県地域活性化総合特区推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取県地域活性化総合特区推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）に定める規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置を活用し、県西部圏域の持つ豊かな地域資源等の強みを組み合わせ、地域の強みと住民のニーズを結びつけることで新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る鳥取発次世代社会モデルを創造し、この好循環により成長モデルを描く鳥取県地域活性化総合特区構想（以下「構想」という。）を推進することを目的とし、法第42条第1項の規定に基づき設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請に関する事
- (2) 国と地方の協議会における協議に関する事
- (3) 地域活性化総合特別区域計画の作成及び実施に関し必要な事項
- (4) 地域活性化総合特別区域計画に基づく事業の実施状況の評価に関する事
- (5) 地域活性化総合特別区域のブランディングの推進に関する事
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、鳥取県、特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者、鳥取県が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、その他鳥取県が必要と認める者の中から構成員を定めることとし、構成員は別表のとおりとする。

2 協議会の構成員でないものから、鳥取県に対して、地域協議会の構成員として加えるよう申し出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出に応じるものとする。

(委員)

第5条 委員は、前条に掲げる構成員の中から会長が委嘱する。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、鳥取県知事をこれに充てる。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(総会)

第7条 協議会に総会を置く。

2 総会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

3 総会は、協議会の事業及び運営に関する基本的事項について協議し、決定する。

4 総会の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面審査等)

第8条 会長は、やむを得ないと認めるときは、委員等に対し、書面により審議を求めることができる。

(とっとりイノベーション・デザイン・ミーツ委員会)

第9条 協議会にとっとりイノベーション・デザイン・ミーツ委員会(以下「IDM委員会」という。)を置く。

- 2 IDM委員会は、協議会から付託された事業について必要な協議及び調整を行う。
- 3 IDM委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー等)

第10条 協議会の活動を円滑に推進するため、協議会にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

- 2 アドバイザー及びオブザーバーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザー及びオブザーバーは、専門的見地からの助言を行う。

(分科会等)

第11条 協議会は、第3条で定めた事業を具体的に推進するために、分科会、部会及びこれに類するもの(以下「分科会等」という。)を置くことができる。

- 2 分科会等の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 本会の会務を処理するため、鳥取県商工労働部に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規約は、平成23年4月27日から施行する。

附則 この規約は、平成23年8月22日から施行する。

附則 この規約は、平成23年9月29日から施行する。

附則 この規約は、平成24年4月27日から施行する。

附則 この規約は、平成25年5月13日から施行する。

附則 この規約は、平成25年5月21日から施行する。

附則 この規約は、平成25年10月3日から施行する。

附則 この規約は、平成26年10月7日から施行する。

(別表)

鳥取県地域活性化総合特区推進協議会構成員

企 業	味の素株式会社、株式会社エッグ、株式会社NTTデータ中国、王子製紙株式会社、株式会社岡田商店、株式会社ケイズ、国際航業株式会社、株式会社山陰合同銀行、サントリープロダクツ株式会社、スター自動車米子、大山山麓地区土地改良区連合、智頭石油株式会社、株式会社中海テレビ放送、中電技術コンサルタント株式会社、テック株式会社、株式会社鳥取銀行、トヨタ自動車株式会社、豊田通商株式会社、株式会社ナノオプトニクス・エナジー、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、日本電気株式会社鳥取支店、公益社団法人氷温協会、ファミリーイナダ株式会社、株式会社法勝寺町、米子信用金庫(以上50音順)
大 学 支援機関	国立大学法人鳥取大学、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、公益財団法人鳥取県産業振興機構
地方公共 団体	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県